

1. はじめに
管理計画策定の経緯

←遺産管理には地域の関係者や村民の協力や参画が不可欠であること、行政と地域がより一層連携して取り組む方向性を示す。

2. 計画の基本的事項

- 1) 管理計画の目的
- 2) 管理計画の対象範囲
- 3) 管理計画の期間
- 4) アクションプランその他の計画との関係
- 5) 管理のしくみ

←「関係者、村民との連携を促進するための考え方を明らかにすること」「村民が成果を実感できるようにすること」を追記。

←短期の目標、概ね5年ごとに点検し必要に応じ見直しすること、毎年の評価などを追加。

←進捗管理の考え方を示す

←地域団体の役割、立ち位置、行政との連携・協働を示す

3. 世界自然遺産地域小笠原諸島の概要

- 1) 小笠原諸島の位置
- 2) 総説 ↓「①地質」に西之島の噴火・拡大について追記
- 3) 自然環境 (①地質 ②気候 ③植物 ④動物 ⑤生態系の相互作用と進化)
- 4) 社会環境 ↑「④動物」の海洋生物の記載を拡充

- 5) 世界自然遺産地域小笠原諸島
 - ①遺産価値 (世界遺産委員会による評価の抜粋)
 - ②世界遺産委員会の決議における要請・奨励事項
 - ③管理の現状 を追加

4. 管理の目標と基本方針

管理の目標

- 1) 管理の目標：管理機関及び関係者の全体目標

「優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継ぐ」

・既に記載された内容の優先度等を明確化
・海域の価値、地形地質に関する記述等を精査。

目標を達成するために

2) 基本方針

順番を逆に

(1) 優れた自然環境の保全

- ①②固有種・希少種、独特の生態系の保全
- ②①海洋性島弧の形成過程を示す「証拠」の保全

(2) 侵略的外来種対策の継続による影響の排除・回避

- ①総合的な生態系管理の考え方に基づく外来種対策の推進
- ②新たな外来種の侵入・拡散予防への取組の推進

(3) 人の暮らしと自然との調和

- ①各種事業を実施するにあたっての環境配慮
- ②自然と共生した島の暮らしと産業

(4) 順応的な保全・管理の実施

- ①適切なモニタリングと情報の活用
- ②科学的アプローチと合意形成

5. 管理の方策

どうやって?

最重要課題であることを明記。
行動計画作成を明記。

1) 保護制度の適切な運用

- (1) 原生自然環境保全地域
- (2) 国立公園
- (3) 森林生態系保護地域
- (4) 国指定鳥獣保護区
- (5) 国内希少野生動植物種
- (6) 天然記念物
- (7) 外来種対策に係る制度

受け皿の整理、整備のために「管理のしくみ」を継続議論。

2) 総合的島毎の戦略的な生態系管理保全

- ◇種間相互作用に着目した島毎の戦略的な生態系保全
- ◇島間の広域移動種に配慮した生態系保全
- ◇有人島における住民生活に配慮した生態系保全

遺産価値、生態系ユニット、島間の移動、有人島内での種間相互作用、村民の理解協力の必要性を意識して、精査。

3) 新たな外来種の侵入・拡散予防措置

- (1) 生態系の保全・管理対策及び調査・研究活動
- (2) その他の緑化・建設事業
- (3) 小笠原諸島における自然利用
- (4) 農業活動
- (5) 愛玩動物・園芸植物の飼養・栽培・持込等
- (6) 定期航路その他による物資や人の移動

各種事業・調査での環境配慮の徹底

自然と共生した島の暮らしの実現

適正利用・エコリズムの推進

モニタリングと情報活用の推進

8) 施策の評価、検証

9) 島毎の対策の方向性

気候変動に係る現状（海水温上昇・サンゴ白化）と計画（陸地・海域）を追記

6. 管理の体制

順番を逆に

- 3) 1) 関係者の連携のための体制
- 2) 科学的知見に基づく順応的管理体制
- 1) 3) 管理機関の体制
- 4) 計画の進行管理

←法律や行政の取組で不足している部分を、島民の協力によってカバーされている現状を記載。連携・協働のしくみを意識して記載。

だれが?

7. おわりに

←世界遺産小笠原は行政と地域の協働により管理していく旨を追記。